

令和6年6月18日

各位

下越生徒指導研究協議会
会長 渡邊 昌彦
(新潟市立東新潟中学校長)

会員登録のお願いについて

皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、下越生徒指導研究協議会は下越地区の教職員が中心になって生徒指導について研究してきた任意団体です。より多くの方々からご参加いただきたいと考え、昨年度から会費を徴収せずに運営してまいりました。

つきましては、下記の方法で、一人でも多くの方々から当会の目的や活動内容をご理解いただき、会員になっていただけますようお願いいたします。

記

- 1 対象 学校教職員、保護者、地域住民
- 2 申込方法 右に記載されているQRコードをスマートフォンなどで読み込み、各自が直接申し込んでください。
- 3 申込〆切 令和6年7月31日(水)17時までをお願いします。
- 4 会費 会費は徴収しません。
- 5 研究大会 令和6年10月18日(金)
講師：国立病院機構さいがた医療センター
心理療法士 大越拓郎 様
演題：ゲーム障害・インターネット依存の理解と対応
方法：オンラインによる配信
会員登録をしていただいた方に、後日研究大会の案内を送付いたします。



下越生徒指導研究会会員登録フォーム
- Google フォーム
docs.google.com

下越生徒指導研究協議会
佐渡地区担当幹事 佐渡市立相川中学校
校長 梅田 茂明
電話 0259-74-2157

参考資料

下越生徒指導研究協議会の目的と活動内容を知っていただくために会則の一部を掲載します。

下越生徒指導研究協議会会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は下越生徒指導研究協議会という。
- 第 2 条 本会は、生徒指導の研究を研修推進し、幼稚園・保育園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、大学・特別支援学校等における生徒指導（生活指導）の充実及び人材の育成に資することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、本会の目的及び事業に賛同する者をもって組織し、必要により地区組織を作る。
- 第 4 条 本会の所在地は事務局とし、事務局は会長が指定する学校内に置く。
- 第 5 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第二章 事 業

- 第 6 条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 生徒指導（生活指導）に関する研究・実践
 - (2) 研究発表会、講演会、研修会等の実施、研究集録等の刊行、情報交換及び会員の交流、他地域への視察派遣・研修派遣
 - (3) 幼稚園・保育園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・大学・特別支援学校、及びその他の関係諸機関・団体との連携・協力
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業